

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第七条 法第十一条の八第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十七條の三第二項（法第百條第一項において準用する場合を含む。）、第九十六條第一項及び第百一條第二項において準用する場合を含む。）、第九十二條第一項、第九十六條第一項、第百條第一項及び第百二十二條第四項、令第十条第五項並びに第二十六條第五項、第二十七條第二十項、第三十二條第四項、第三十五條第三項、第三十七條第五項及び第五十一條第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一條の八第二項前段（法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）に規定する議</p>	<p>（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第七条 法第十一条の八第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十七條の三第二項（法第百條第一項において準用する場合を含む。）、第九十六條第一項及び第百一條第二項において準用する場合を含む。）、第九十二條第一項、第九十六條第一項、第百條第一項及び第百二十二條第四項、令第十条第五項並びに第二十七條第十九項、第三十二條第四項、第三十五條第三項、第三十七條第四項及び第五十一條第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一條の八第二項前段（法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。第三号</p>

決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ(2)を除き、以下同じ。)とする。

一 連合会の子会社である証券専門会社(法第八十七条の二第二項第二号(法第百条第一項において準用する場合を含む。第二十七條第二項において同じ。))に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。)が業務として所有する株式等

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等(当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。)

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号、第二十七條第八項第一号及び第三十七條第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項に規定する組合契約で会社に対する投資の事業を営むことを約

及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八條第三項第一号イ(2)を除き、以下同じ。)とする。

一 連合会の子会社である証券専門会社(法第八十七条の二第二項第二号(法第百条第一項において準用する場合を含む。第二十七條第二項において同じ。))に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。)が業務として所有する株式等

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等(当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。)

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号及び第三十七條第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項に規定する組合契約で会社に対する投資の事業を営むことを約

するものによって成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式会社等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 前二号に準ずる株式等で、行政庁の承認を受けたもの

2 法第十一条の八第三項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる主務省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号。以下「投資信託法」という。）第十条の規定により当該組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が投資信託委託会社（投資信託法第二条第十一项に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う議決権とする。

3 組合、連合会又は共済水産業協同組合連合会は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

4 行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請に係る株式等について、当該申請をした組合、連合会又は共

するものによって成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式会社等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 前二号に準ずる株式等で、行政庁の承認を受けたもの

2 法第十一条の八第三項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる主務省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号。以下「投資信託法」という。）第十条の規定により当該組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が投資信託委託会社（投資信託法第二条第十一项に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う議決権とする。

3 組合、連合会又は共済水産業協同組合連合会は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

4 行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請に係る株式等について、当該申請をした組合、連合会又は共

済水産業協同組合連合会が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないものであるかどうかを審査するものとする。

(貯金者等に対する情報の提供)

第八条 組合又は連合会は、法第十一条の十二第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により貯金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 主要な貯金等の金利の明示
 - 二 取り扱う貯金等に係る手数料の明示
 - 三 取り扱う貯金等のうち農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示
 - 四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う貯金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付
- イ 名称（通称を含む。）
- ロ 受入れの対象となる者の範囲
- ハ 受入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
- ニ 最低受入金額、受入単位その他の受入れに関する事項
- ホ 払戻しの方法
- ヘ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する

済水産業協同組合連合会が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないものであるかどうかを審査するものとする。

(貯金者等に対する情報の提供)

第八条 組合又は連合会は、法第十一条の十二第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により貯金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 主要な貯金等の金利の明示
 - 二 取り扱う貯金等に係る手数料の明示
 - 三 取り扱う貯金等のうち農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示
 - 四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う貯金者等の求めに応じた説明及びその交付
- イ 名称（通称を含む。）
- ロ 受入れの対象となる者の範囲
- ハ 受入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
- ニ 最低受入金額、受入単位その他の受入れに関する事項
- ホ 払戻しの方法
- ヘ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する

<p>る事項</p> <p>ト 手数料</p> <p>チ 付加することのできる特約に関する事項</p> <p>リ 受入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）</p> <p>又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該組合又は連合会が法第十一条の十三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該組合又は連合会の法第十一条の十三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>ル その他貯金等の受入れに関し参考となると認められる事項</p> <p>五 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）と貯金等との組合せによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明</p> <p>六 変動金利貯金の金利の設定の基準となる指標、金利の設定の方法及び金利に関する情報の適切な提供</p>	<p>る事項</p> <p>ト 手数料</p> <p>チ 付加することのできる特約に関する事項</p> <p>リ 受入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）</p> <p>又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該組合又は連合会が法第十一条の十三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該組合又は連合会の法第十一条の十三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>ル その他貯金等の受入れに関し参考となると認められる事項</p> <p>五 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）と貯金等との組合せによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明</p> <p>六 変動金利貯金の金利の設定の基準となる指標、金利の設定の方法及び金利に関する情報の適切な提供</p>
--	--

2 組合又は連合会は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該貯金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法（法第十一条の三第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該組合又は連合会は、当該書面を交付したものとみなす。

3 組合又は連合会は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該貯金者等に対し、その用いる水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号。以下「規則」という。）第九十四条第二項各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

4 前項の規定による承諾を得た組合又は連合会は、貯金者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該貯金者等に対し、商品情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貯金者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 組合又は連合会は、一の貯金等に係る契約の締結について、当該組合若しくは連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が貯金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該貯金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

2 組合又は連合会は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該貯金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法（法第十一条の三第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該組合又は連合会は、当該書面を交付したものとみなす。

3 組合又は連合会は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該貯金者等に対し、その用いる水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号。以下「規則」という。）第九十四条第二項各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

4 前項の規定による承諾を得た組合又は連合会は、貯金者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該貯金者等に対し、商品情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貯金者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 組合又は連合会は、一の貯金等に係る契約の締結について、当該組合若しくは連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が貯金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該貯金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

(貯金の受払事務の委託等)

第十二条 組合は、次の各号に掲げる貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（特定信用事業代理業者（法第七十二条第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。）に特定信用事業代理業（法第六十二条第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）に係る業務として委託する場合を除く。）には、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 現金自動支払機その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この項において「現金自動支払機等受払事務」という。） 次に掲げる全ての措置

イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（当該組合が受け入れた利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）

(貯金の受払事務の委託等)

第十二条 組合は、次の各号に掲げる貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（特定信用事業代理業者（法第七十二条第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。）に特定信用事業代理業（法第六十二条第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）に係る業務として委託する場合を除く。）には、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 現金自動支払機その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械（以下この項及び第二十六条第一項第八号において「現金自動支払機等」という。）による貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この項において「現金自動支払機等受払事務」という。） 次に掲げる全ての措置

イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（当該組合が受け入れた利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）

に委託する措置

- ロ 利用者に関する情報が漏えいしないための的確な措置
- ハ 利用者が当該組合と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二 当該組合の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に利用者がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。）を利用し、又は利用者の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該組合の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより貯金又は資金の貸付け（利用者による貯金の払出しの請求額が当該貯金の残高を超過する場合に当該組合が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出しに関する事務（現金自動支払機等受払事務を除く。以下この号において同じ。）次に掲げる全ての措置

イ 貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託する

に委託する措置

- ロ 利用者に関する情報が漏えいしないための的確な措置
- ハ 利用者が当該組合と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二 当該組合の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に利用者がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。）を利用し、又は利用者の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該組合の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより貯金又は資金の貸付け（利用者による貯金の払出しの請求額が当該貯金の残高を超過する場合に当該組合が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出しに関する事務（現金自動支払機等受払事務を除く。以下この号において同じ。）次に掲げる全ての措置

イ 貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託する

措置

ロ 利用者に関する情報が漏えいしないための的確な措置
ハ 利用者が当該組合と当該貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（二及びへにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

ニ 貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ 貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置が正当な権限を有しない者によって作動させられたことにより利用者に損失が発生した場合において、当該組合、受託者及び利用者との間で当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト 貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

2 前項の規定は、連合会が貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合について準用する。この場合において、同項中「として委託する場合」とあるのは、「として委託する場合又は再編強化法第二条第一項第三号に規定する特定漁業協同組合若しくは同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合に再編強化法第四十二条第三項の認

措置

ロ 利用者に関する情報が漏えいしないための的確な措置
ハ 利用者が当該組合と当該貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（二及びへにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

ニ 貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ 貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置が正当な権限を有しない者によって作動させられたことにより利用者に損失が発生した場合において、当該組合、受託者及び利用者との間で当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト 貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

2 前項の規定は、連合会が貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合について準用する。この場合において、同項中「として委託する場合」とあるのは、「として委託する場合又は再編強化法第二条第一項第三号に規定する特定漁業協同組合若しくは同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合に再編強化法第四十二条第三項の認

可に係る業務の代理（媒介を含む。）に係る業務として委託する場合」と読み替えるものとする。

（地域の活性化等に資する事業）

第二十五条の四 法第八十七条第四項第十三号及び第九十七条第三項第十三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事業（当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う法第八十七条第一項第三号又は第四号の事業（次に掲げる事業を法第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会が行う場合にあっては、法第九十七条第一項第一号又は第二号の事業をいう。）に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されるときにおいても、当該連合会の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下

「経営相談等業務」という。）

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法

可に係る業務の代理（媒介を含む。）に係る業務として委託する場合」と読み替えるものとする。

〔条を加える。〕

律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該連合会の行う事業に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。第二十七条第十五項第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う事業

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う事業

五 当該連合会の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う事業

（組合に類する者）

第二十五条の五 法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の組合その他これに類する者とし

（組合に類する者）

第二十五条の四 法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の組合その他これに類する者とし

て主務省令で定めるものは、当該組合の子会社等（第六条に規定する者をいう。第四十二条の四第二項第二号及び第四十八条第三項を除き、以下同じ。）とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

て主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該組合（法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行う組合に限る。以下この条において同じ。）の組合集団（当該組合及びその子会社（法第十一条の八第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）の集団をいう。次号において同じ。）

二 当該組合又は当該組合の組合集団及び次に掲げる者

イ 金融機関等

ロ 金融機関等集団

ハ 銀行等持株会社集団

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会（連合会にあっては、当該連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（銀行法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以

下同じ。)の子会社(銀行業(銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。))を営む外国の会社に限る。)

ハ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫(これらの法人をもって組織する連合会及び当該連合会の子会社(信用金庫連合会にあつては、銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会にあつては、銀行に限る。))を含む。)

ニ 農業協同組合(農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第五十条の十三第二項を除き、以下同じ。)

。又は農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。)(農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社(銀行に限る。))を含む。)

ホ 農林中央金庫(農林中央金庫の子会社(銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。))を含む。)

二 金融機関等集団 前号に規定する金融機関等及びその子会社の集団又は当該金融機関等の子銀行(当該金融機関等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。))及び当該金融機関等の子銀行以外の子会社の集団をいう。

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社

集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号(これらの規定を法第九十六条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)に掲げる組合についての法第十七条の十四第一項第一号(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の主務省令で定めるもの及び法第八十七条の二第二項第一号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(連合会にあつては、組合のために行う場合を含む。)

- 一 他の事業者等のための不動産(原則として、自らを子会社(法第十一条の八第二項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する子会社をいう。以下同じ。))とする組合若しくは連合会又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。)の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号(これらの規定を法第九十六条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)に掲げる組合についての法第十七条の十四第一項第一号(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の主務省令で定めるもの及び法第八十七条の二第二項第一号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(連合会にあつては、組合のために行う場合を含む。)

- 一 他の事業者等のための不動産(原則として、自らを子会社とする組合若しくは連合会又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。)の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 二 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 三 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

- 四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務
- 「号を削る。」
- 七 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 八 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 九 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価及び当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 十 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
- 十一 他の事業者等の行う資金の貸付けに関し相談に応ずる業務

- 四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 五 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
- 六 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務
- 七 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第十号に該当するものを除く。）
- 八 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 九 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 十 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価及び当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
- 十一 他の事業者の行う資金の貸付けに関し相談に応ずる業務

又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに必要となる事務を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者等と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに必要となる事務を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者等と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

除く。)

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする組合等（組合又は連合会若しくはその子会社である法第八十七条の二第二項第一号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する銀行（以下「信託兼営銀行」という。）をいう。以下この号において同じ。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該組合等のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十四 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

2 法第十七条の十四第二項第三号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる組合についての法第十七条の十

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする組合等（組合又は連合会若しくはその子会社である法第八十七条の二第二項第六号イ（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する銀行（以下「信託兼営銀行」という。）をいう。以下この号において同じ。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該組合等のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十四 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

2 法第十七条の十四第二項第三号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる組合についての法第十七条の十

四第一項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 前項第一号から第六号まで、第八号から第十一号まで及び第十三号から第二十三号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣が定める業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。）とする。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十一条の五第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する信用事業に限り、組合にあつては、次項第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（次項第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

四第一項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 前項第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十三号から第二十三号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣が定める業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務を除く。）とする。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十一条の五第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する信用事業に限り、組合にあつては、次項第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（次項第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

イ 銀行の業務

ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務

ハ 農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業に限る。）

ニ 農林中央金庫の業務

一の三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一の四 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

一の五 特定信用事業電子決済等代行業（法百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

一の六 法第十一条第一項第三号若しくは第四号又は第九十三条第一項第一号若しくは第二号の事業に附帯する業務

イ 銀行の業務

ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務

ハ 農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業に限る。）

ニ 農林中央金庫の業務

一の三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号及び第一号の二に掲げる業務を除く。）

一の四 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

一の五 特定信用事業電子決済等代行業（法百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

一の六 法第十一条第一項第三号若しくは第四号又は第九十三条第一項第一号若しくは第二号の事業に附帯する業務

二 法第十一条第三項各号及び第九十三条第二項各号に掲げる業務（法第十一条第三項第七号及び第七号の二並びに第九十三条第二項第七号及び第七号の二に掲げる業務、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に掲げる業務を行う場合にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

四 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

四の二 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集（次項第三号の四において「保険募集」という。）

四の三 金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務（次項第三号の五において「保険媒介業務」という。）

四の四 共済事故その他の共済契約に係る事項の調査を行う業務
四の五 共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介を行う者の教育を行う業務

四の六 共済契約者からの共済事故に関する報告の取次ぎを行う

二 法第十一条第三項各号及び第九十三条第二項各号に掲げる業務（法第十一条第三項第七号及び第七号の二並びに第九十三条第二項第七号及び第七号の二に掲げる業務、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に掲げる業務を行う場合にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

四 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

四の二 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集（次項第三号の四において「保険募集」という。）

四の三 金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務（次項第三号の五において「保険媒介業務」という。）

四の四 共済事故その他の共済契約に係る事項の調査を行う業務
四の五 共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介を行う者の教育を行う業務

四の六 共済契約者からの共済事故に関する報告の取次ぎを行う

業務又は共済契約に関し相談に応ずる業務

四の七 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

五 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に
限る。）

六 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（投資信託委託会社はその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

七 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の全部又は一部を一任されるものを除く。次項第十三号において同じ。）に係る業務

七の二 投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。）の締結

業務又は共済契約に関し相談に応ずる業務

四の七 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

五 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に
限る。）

六 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（投資信託委託会社はその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

七 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の全部又は一部を一任されるものを除く。次項第十三号において同じ。）に係る業務

七の二 投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。）の締結

の代理又は媒介

七の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

八 経営相談等業務

九 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十一 主として法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第七号において同じ。）に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十二 主として法第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの作成、設計又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

十三 農水産業協同組合貯金保険法第六十二条第二項第一号に規定する子会社であつて、特定組合等の事業の遂行又は合併若しくは事業譲渡に資するため、これらの保有する貸出債権を適正な価格で購入し管理回収その他当該貸出債権に関し必要となる業務を行う業務

の代理又は媒介

七の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

八 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

九 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十一 主として法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第七号において同じ。）に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十二 主として法第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

十三 農水産業協同組合貯金保険法第六十二条第二項第一号に規定する子会社であつて、特定組合等の事業の遂行又は合併若しくは事業譲渡に資するため、これらの保有する貸出債権を適正な価格で購入し管理回収その他当該貸出債権に関し必要となる業務を行う業務

十三の二 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次号並びに次項第十七号の四及び第十七号の五において同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十三の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十三の四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十四 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

4 法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務

十三の二 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次号並びに次項第十七号の四及び第十七号の五において同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十三の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十三の四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十四 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

4 法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務

とする（組合のために行う場合を含む。）。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三号第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（組合にあつては、法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限り、第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ 銀行の業務

ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務

ハ 農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業に限る。）

ニ 農林中央金庫の業務

一の三 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。

）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

とする（組合のために行う場合を含む。）。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三号第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（組合にあつては、法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限り、第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

イ 銀行の業務

ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務

ハ 農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業に限る。）

ニ 農林中央金庫の業務

一の三 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。

）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の五 信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む金融機関が営む同項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するものを除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号及び第一号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

二の三 特定信用事業電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業に係る業務

二の四 法第八十七条第一項第三号若しくは第四号又は第九十七条第一項第一号若しくは第二号の事業に附帯する業務

三 法第八十七条第四項各号及び第九十七条第三項各号に掲げる

一の五 信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む金融機関が営む同項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号及び第一号の二に掲げる業務を除く。）

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

二の三 特定信用事業電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業に係る業務

二の四 法第八十七条第一項第三号若しくは第四号又は第九十七条第一項第一号若しくは第二号の事業に附帯する業務

三 法第八十七条第四項各号及び第九十七条第三項各号に掲げる

業務（法第八十七条第四項第七号、第七号の二及び第十三号並びに第九十七条第三項第七号、第七号の二及び第十三号に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に掲げる業務を行う場合にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

三の三 確定拠出年金法第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

三の四 保険募集

三の五 保険媒介業務

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第十六号）第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号

業務（法第八十七条第四項第七号及び第七号の二並びに第九十七条第三項第七号及び第七号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に掲げる業務を行う場合にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

三の三 確定拠出年金法第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

三の四 保険募集

三の五 保険媒介業務

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第十六号）第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号

、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそのカード等と引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。次号において同じ。）をする業務

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第八十七条第三項第一

、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそのカード等と引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。次号において同じ。）をする業務

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第八十七条第三項第一

号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に
限る。)

十一 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債(令第二十二条第二項第五号イに掲げる短期社債を除く。)を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十二 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務(投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。)

十三 投資助言業務又は投資一任契約に係る業務

十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号

号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に
限る。)

十一 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債(令第二十二条第二項第五号イに掲げる短期社債を除く。)を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十二 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務(投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。)

十三 投資助言業務又は投資一任契約に係る業務

十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号

及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十三の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十四 経営相談等業務

十五 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十六 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十七 主として法第八十七条の二第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第七号において同じ。）に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十七の二 主として法第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

十七の三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

及び前二号に該当するものを除く。）

十三の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十四 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

十五 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十六 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十七 主として法第八十七条の二第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第七号において同じ。）に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十七の二 主として法第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

十七の三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十七の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十七の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十七の六 電子記録債権法第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十八 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

十九 有価証券に関する顧客の代理

二十 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

二十一 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十八号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十七の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十七の六 電子記録債権法第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十八 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

十九 有価証券に関する顧客の代理

二十 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

二十一 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十八号及び前号に該当するものを除く。）

二十二 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連連業に該当するものを除く。）

二十三 農水産業協同組合貯金保険法第六十二条第二項第一号に規定する子会社であつて、特定組合等の事業の遂行又は合併若しくは事業譲渡に資するため、これらの保有する貸出債権を適正な価格で購入し管理回収その他当該貸出債権に関し必要となる事務を行う業務

二十四 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する連合会（当該連合会が法第八十七条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う場合に限り、当該連合会の子会社が当該議決権を保有する場合における当該連合会を含む。）又は当該業務を営む会社の議決権を保有する連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該連合会を含む。）が子会社とする信託専門会社等（信託兼営銀行又は法第八十七条の二第一項第四号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

二十五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項

二十二 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連連業に該当するものを除く。）

二十三 農水産業協同組合貯金保険法第六十二条第二項第一号に規定する子会社であつて、特定組合等の事業の遂行又は合併若しくは事業譲渡に資するため、これらの保有する貸出債権を適正な価格で購入し管理回収その他当該貸出債権に関し必要となる事務を行う業務

二十四 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等（法第八十七条の二第二項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

二十五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項

第四号から第七号までに掲げる業務のうち、第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該業務を行う会社の議決権を保有する連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該連合会を含む。）の子会社である信託専門会社等）のうち信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該連合会が法第八十七条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う場合を除く。）にあつては、当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

二十六 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務

二十七 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

二十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

5 法第十一条の八第三項の規定は、前項第二十四号及び第二十五号に規定する議決権について準用する。

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条 法第八十七条の二第一項第一号の二（法第百条第一項

第四号から第七号までに掲げる業務のうち、第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該業務を行う会社を子会社とする連合会の信託子会社等）のうち信託兼営銀行に相当するものがない場合にあつては、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

二十六 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務

二十七 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

二十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

〔項を加える。〕

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条 法第八十七条の二第一項第一号の二（法第百条第一項

において準用する場合を含む。第一号において同じ。）の主務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 前条第一項各号に掲げる業務であつて、当該連合会、その子会社（法第八十七条の二第一項第一号（法第百条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び第一号の二に掲げる会社に限る。）その他第四項に規定する者（次項第二号及び第十六項第二号イにおいて「当該連合会等」という。）の行う事業又は営む業務のために営むもの

二 前条第四項各号に掲げる業務（当該連合会が証券専門会社等（証券専門会社又は法第八十七条の二第一項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する証券仲介専門会社をいう。第十六項第二号ロにおいて同じ。）を子会社としていない場合にあつては前条第四項第十八号から第二十二号までに掲げる業務を、当該連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該連合会が法第八十七条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う場合を除く。）にあつては前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

2 法第八十七条の二第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務

において準用する場合を含む。第四項第一号において同じ。）の主務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 前条第一項各号に掲げる業務であつて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むもの

二 前条第四項各号に掲げる業務（同項第十八号から第二十二号までに掲げる業務については証券子会社等（法第八十七条の二第二項第五号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。）

2 法第八十七条の二第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては

にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

二 前条第一項各号に掲げる業務であつて、当該連合会等の行う事業又は営む業務のために営むもの

三 前条第四項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該連合会が法第八十七条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う場合を除く。）にあつては前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務を除く。）

3 法第八十七条の二第一項第三号（法第百条第一項において準用

、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

二 前条第一項各号に掲げる業務であつて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むもの

三 前条第四項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、同項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）

3 法第八十七条の二第一項第三号（法第百条第一項において準用

する場合を含む。）及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 前条第四項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該連合会が法第八十七条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う場合を除く。）にあつては前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務を除く。）

4 法第八十七条の二第一項第五号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、連合会の子会社

する場合を含む。第十四項第一号イにおいて同じ。）及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 前条第四項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、同項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）

4 法第八十七条の二第一項第五号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるもの

等（当該連合会の子会社（法第八十七条の二第一項第一号及び第

一号の二に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

とする。

一 当該連合会（法第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会に限る。以下この条において同じ。）の連合会集団（当該連合会及びその子会社の集団（特定子銀行（当該連合会の子会社のうち、法第八十七条の二第一項第一号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）又は法第八十七条の二第一項第一号の二に掲げる会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）及び当該連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 当該連合会又は当該連合会の連合会集団及び次に掲げる者

イ 金融機関等

ロ 金融機関等集団

ハ 銀行等持株会社集団

5 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会（連合会にあつては、当該連合会の特定子銀行を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株

5 法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ

会社（銀行法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）
ハ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会及び当該連合会の子会社（信用金庫連合会にあつては、銀行又は銀行業を営む外国の会社に限り、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会にあつては、銀行に限る。）を含む。）
ニ 農業協同組合又は農業協同組合連合会（農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）
ホ 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）
ヘ 株式会社商工組合中央金庫
二 金融機関等集団 前号に規定する金融機関等及びその子会社の集団又は当該金融機関等の子銀行（当該金融機関等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該金融機関等の子銀行以外の子会社の集団をいう。
三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。
6 法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ

。の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

「号を削る。」

。の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項及び第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイ

「号を削る。」

「号を削る。」

6 法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ

に掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

7 法第八十七条の二第一項第六号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において

。の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けている会社

二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条

第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第

一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第二十条の二各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項

同じ。の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けている会社

二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条

第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第

一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第二十条の二各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定す

に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。））、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

九 当該会社に対する金銭債権を有する銀行等（当該銀行等がない場合にあつては、連合会又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該連合会）及び次のいずれかに該当するものが関与して策定された合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を

る保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。））、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

「号を加える。」

出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社

（当該連合会の子会社等以外の会社に限る。）

十 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

7 法第八十七条の二第一項第七号の主務省令で定める要件は、連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第八十七条の二第一項第七号の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画の作成に前項第九号イからトまでのいずれか

九 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

8 法第八十七条の二第一項第六号の二の主務省令で定める要件は、連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第八十七条の二第一項第六号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画の作成に次のいずれかに該当するものが関与

に該当するものが関与していること。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

8

法第八十七条の二第一項第八号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社
- イ 当該連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の

していること。

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 前条第三項第八号に掲げる業務を営む会社（当該連合会の子会社等（第六条に規定する者をいう。第四十二条の四第二項第二号及び第四十八条第三項を除き、以下同じ。）以外の会社に限る。）

「項を加える。」

組合員となっているもの

ロ 当該株式会社に出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

9 第五項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第七号」と読み替える

9 第六項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社により担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第六号の二」と読み替

ものとする。

11 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、第九項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第八号」と読み替えるものとする。

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十四項に規定する会社をいう。以下同じ。）がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事

えるものとする。

「項を加える。」

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下同じ。）がその取得した第六項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第七項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社に

業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数(国内の会社(法第八十七条の三第一項(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。))及び事業再生会社(第七項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四条第一項第九号、第三十七条第四項並びに第五十一条第一項第三号、第六号及び第七号並びに第六項において同じ。))の総株主等の議決権(法第十一条の八第二項前段(法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。))に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。))を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

あつては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該連合会に係る同項第六号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数(国内の会社(法第八十七条の三第一項(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。))及び事業再生会社(第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四条第一項第九号、第三十七条第三項及び第五十一条第一項第十一号において同じ。))の総株主等の議決権(法第十一条の八第二項前段(法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。))に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。))を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13] 第六項及び第十項の規定にかかわらず、連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第七号の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 十年

二 中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権 三年

14] 法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 前条第四項第十一号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提

12] 第七項及び第十項の規定にかかわらず、連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 十年

二 中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権 三年

13] 法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定めるものは、前条第四項第十一号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

15 法第八十七条の二第二項第九号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令に定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この条において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第二項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関連会社又は関係子会社をいう。）とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該連合会の行う法第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業（当該連合会が法第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会である場合にあつては、同項第一号又は第二号の事業をいう。）の高度化若しくは当該連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産若しくは提供される商品若しくは役務の販売又は提供を行う業務であつて、当該連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法

「項を加える。」

-
- 律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該連合会の行う事業に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）
- 四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計若しくは開発したシステムに係るもの又はこれに準ずるものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに限るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
- 六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
- 八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社
-

対象会社（法第八十七条の二第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社対象会社をいい、法第八十七条の二第一項第六号から第九号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

16 法第八十七条の二第一項第十号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）とする。

一 信託兼営銀行を子会社とする持株会社

14 法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項及び第十八項において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が前条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むものでなければならない。

一 次のイ及びロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号に掲げる業務を営むもの（子会社として信託兼営銀行を有しない場合に限る。第四号から第六号までにおいて同じ。）

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社（法第八十七条の二第一項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）

ロ 信託専門会社（法第八十七条の二第一項第四号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託専門

二 前号に掲げるもののほか当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む会社

イ 前条第一項各号に掲げる業務であつて、当該連合会等の行う事業又は営む業務のために営むもの

ロ 前条第四項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第十八号から第二十二号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する連合会が法第八十七条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う場合（当該連合会の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

「号を削る。」

「号を削る。」

会社をいう。以下同じ。）

二 前号イに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として信託兼営銀行及び信託専門会社を有しない場合に限る。）

三 第一号ロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として信託兼営銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社を有しない場合に限る。）

四 法第八十七条の二第一項第一号の二、第三号の二又は第五号

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

17 法第八十七条の二第二項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

から第六号の二まで（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号まで及び第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第八十七条の二第二項第五号ハ（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十七項において同じ。）に規定する当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第八十七条の二第二項第六号ニ（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十八項において同じ。）に規定する当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第十八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

15 法第八十七条の二第二項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- 一 前条第四項第十八号から第二十二号までに掲げる業務
- 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務
- 三 前条第四項第二十八号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に係るもの

18 法第八十七条の二第二項第四号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務
- 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務
- 三 前条第四項第二十八号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に係るもの

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

19 法第八十七条の二第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める会社は、第十五項に規定する会

- 一 前条第四項第十八号から第二十二号までに掲げる業務
- 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務
- 三 前条第四項第二十八号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に係るもの

16 法第八十七条の二第二項第四号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務
- 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務
- 三 前条第四項第二十八号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に係るもの

17 法第八十七条の二第二項第五号ハの主務省令で定めるものは、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

18 法第八十七条の二第二項第六号ニの主務省令で定めるものは、当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第七号に規定する持株会社とする。

〔項を加える。〕

社とする。

20 法第十一条の八第三項の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項及び第十三項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（法第十七条の十四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第二十八条 法第十七条の十四第三項本文（法第八十七条の二第三項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項及び第百条の三第五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

二 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（当該組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

三 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。）（当該組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会

19 法第十一条の八第三項の規定は、第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前二項に規定する議決権について準用する。

（法第十七条の十四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第二十八条 法第十七条の十四第三項本文（法第八十七条の二第三項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項及び第百条の三第五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

二 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（当該組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

三 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。）（当該組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会

又はその子会社の請求による場合を除く。)

四 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。第三十四条において同じ。)

五 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の自己の株式等の取得

七 連合会の子会社である法第八十七条の二第一項第六号から第八号までに掲げる会社による株式等の取得

八 共済水産業協同組合連合会の子会社である法第百条の三第一項第五号に掲げる会社による株式等の取得

2 法第八十七条の二第三項(法第百条第一項において準用する場合を含む。)及び第百条の三第五項において準用する法第十七条の十四第三項ただし書の主務省令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

(連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十二条 連合会は、法第八十七条の二第四項(法第八十七条の二第六項(法第百条第一項において準用する場合を含む。))及び

又はその子会社の請求による場合を除く。)

四 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。第三十四条において同じ。)

五 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の自己の株式等の取得

七 連合会の子会社である法第八十七条の二第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社による株式等の取得

八 共済水産業協同組合連合会の子会社である法第百条の三第一項第五号に掲げる会社による株式等の取得

2 法第八十七条の二第三項(法第百条第一項において準用する場合を含む。)及び第百条の三第五項において準用する法第十七条の十四第三項ただし書の主務省令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

(連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十二条 連合会は、法第八十七条の二第四項(法第八十七条の二第六項(法第百条第一項において準用する場合を含む。))及び

第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該連合会に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該連合会及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年大蔵省令第十五号）第三条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。次項第二号及び次条第四号において同じ。）の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る認可対象会社（法第八十七条の二第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）に關

第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該連合会に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該連合会及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年大蔵省令第十五号）第三条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。次項第二号及び次条第四号において同じ。）の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る認可対象会社（法第八十七条の二第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）に關

する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計画書

(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名を記載した書面

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社にすることにより、当該連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(法第八十七条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 行政庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした連合会(以下この項において「申請連合会」という。)の純資産の額が当該申請に係る認可対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 申請連合会及びその子会社等(当該認可に係る認可対象会社を含む。)の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三 申請連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好

する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名を記載した書面

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社にすることにより、当該連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(法第八十七条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 行政庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした連合会(以下この項において「申請連合会」という。)の純資産の額が当該申請に係る認可対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 申請連合会及びその子会社等(当該認可に係る認可対象会社を含む。)の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三 申請連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好

であること。

四 申請連合会の子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 申請連合会が当該認可に係る認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

六 当該認可に係る認可対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3 前二項の規定は、法第八十七条の二第五項ただし書（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

4 法第十一条の八第三項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号（それぞれ前項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（連合会における子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第三十三条 法第八十七条の二第九項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十七条の七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

一 子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ること

であること。

四 申請連合会の子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 申請連合会が当該認可に係る認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

六 当該認可に係る認可対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3 前二項の規定は、法第八十七条の二第五項ただし書（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

4 法第十一条の八第三項の規定は、第一項第五号（前項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（連合会における子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第三十三条 法第八十七条の二第八項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十七条の七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

一 子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ること

とができる書面

- 二 子会社の役員の役職名及び氏名を記載した書面
- 三 当該連合会及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書
- 四 当該連合会及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の状況を記載した書面
- 五 その他子会社の業務及び財務の状況を知るため参考となるべき事項を記載した書面

(連合会による連合会グループの経営管理の内容等)

第三十三条の二 法第八十七条の二の二第二項第一号（法第百条第

一項において準用する場合を含む。）に規定する方針として主務省令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

- 一 連合会グループ（法第八十七条の二の二第一項に規定する漁業協同組合連合会グループ（法第百条第一項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、水産加工業協同組合連合会グループ）をいう。次号及び第三項において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第八十七条の二の二第二項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める体制は、当該連合会

とができる書面

- 二 子会社の役員の役職名及び氏名を記載した書面
- 三 当該連合会及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書
- 四 当該連合会及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の状況を記載した書面
- 五 その他子会社の業務及び財務の状況を知るため参考となるべき事項を記載した書面

〔条を加える。〕

における当該連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第八十七条の二の二第二項第四号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、当該連合会グループの再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における連合会グループの経営の再建のための計画をいう。）の策定が必要なものとして農林水産大臣及び金融庁長官があらかじめ定める場合において、当該再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとする。

（法第十七条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十四条 法第十七条の十五第二項（法第八十七条の三第二項（第百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十六條において同じ。））、第九十六条第一項及び第百一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
- 二 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

（法第十七条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十四条 法第十七条の十五第二項（法第八十七条の三第二項（第百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十六條において同じ。））、第九十六条第一項及び第百一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
- 二 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

三 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等の取得（当該組合、当該連合会若しくは当該共済水産業協同組合連合会又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式等の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（当該組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の株式の転換（当該組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て

七 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子

三 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等の取得（当該組合、当該連合会若しくは当該共済水産業協同組合連合会又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式等の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（当該組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の株式の転換（当該組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て

七 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子

会社が所有する会社の自己の株式等の取得

九 連合会にあっては新規事業分野開拓会社等の議決権について第二十七条第十二項に規定する処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十三項に規定する処分を行おうとするとき、共済水産業協同組合連合会にあっては規則第八十七条第三項に規定する新規事業分野開拓会社の議決権について同項に規定する処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はこれらの子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他合理的な理由があるものとしてあらかじめ行政庁の承認を受けた場合

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社（組合にあっては法第十七条の十五第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第九号において同じ。）に規定する

会社が所有する会社の自己の株式等の取得

九 連合会にあっては新規事業分野開拓会社等の議決権について第二十七条第十一項に規定する処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項に規定する処分を行おうとするとき、共済水産業協同組合連合会にあっては規則第八十七条第三項に規定する新規事業分野開拓会社の議決権について同項に規定する処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はこれらの子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他合理的な理由があるものとしてあらかじめ行政庁の承認を受けた場合

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社（組合にあっては法第十七条の十五第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第九号において同じ。）に規定する

特定事業会社である国内の会社、連合会にあっては法第八十七条の第三第一項に規定する国内の会社、共済水産業協同組合連合会にあっては法第一百一条第一項に規定する国内の会社をいう。次号及び次条第一項において同じ。）の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数（組合にあっては法第十七条の十五第一項に規定する基準議決権数、連合会にあっては法第八十七条の第三第一項に規定する基準議決権数、共済水産業協同組合連合会にあっては法第一百一条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び次条において同じ。）を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

3 行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

（特例対象会社）

第三十七条 法第八十七条の三第四項（法第百条第一項において準

特定事業会社である国内の会社、連合会にあっては法第八十七条の第三第一項に規定する国内の会社、共済水産業協同組合連合会にあっては法第一百一条第一項に規定する国内の会社をいう。次号及び次条第一項において同じ。）の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数（組合にあっては法第十七条の十五第一項に規定する基準議決権数、連合会にあっては法第八十七条の第三第一項に規定する基準議決権数、共済水産業協同組合連合会にあっては法第一百一条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び次条において同じ。）を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

3 行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

（特例対象会社）

第三十七条 法第八十七条の三第四項（法第百条第一項において準

用する場合を含む。第三項及び第四項において同じ。)の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(連合会の子法人等に該当しない会社に限る。第三項及び第五十一条第一項第七号において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ 当該株式会社に当該連合会又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第二十七条第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(連合会の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ 当該株式会社に当該連合会又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

2|| 前項に規定する会社のほか、会社（連合会の子法人等に該当し

ないものに限る。）であつて、その議決権を連合会又はその子会

社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担

保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲

げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連

合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあ

つては、当該連合会又はその子会社の担保権の実行による株式等

の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）

に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該

連合会又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同

号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会

に係る法第八十七条の二第四項（法第百条第一項において準用す

る場合を含む。）の主務省令で定める会社に該当するものとする

3|| 第一項の規定にかかわらず、特定子会社はその取得した特例事

業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過

する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないと

きは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該連

合会に係る法第八十七条の三第四項の主務省令で定める会社に該

ホ|| 公認会計士又は監査法人

ヘ|| 税理士又は税理士法人

ト|| 第二十六条第三項第八号に掲げる業務を営む会社（当該連

合会の子会社等以外の会社に限る。）

「項を加える。」

2|| 前項の規定にかかわらず、特定子会社はその取得した特例事業

再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過す

る日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないと

きは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該連

合会に係る法第八十七条の三第四項の主務省令で定める会社に該

当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4 法第八十七条の三第四項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社がその議決権を基準議決権数を超えて保有する会社（当該連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）とする。

5 法第十一条の八第三項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

（役員等の兼職又は兼業の認可の申請）

第三十八条 組合又は連合会を代表する理事（経営管理委員設置組合（法第三十四条の二第四項（法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下この条において同じ。）を代表する理事を除く。）並びに当該

しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第八十七条の三第四項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等であつて、当該会社の議決権を、当該連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第十一条の八第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（役員等の兼職又は兼業の認可の申請）

第三十八条 組合又は連合会を代表する理事（経営管理委員設置組合（法第三十四条の二第四項（法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下この条において同じ。）を代表する理事を除く。）並びに当該

組合又は当該連合会の常務に従事する役員（経営管理委員設置組合の理事及び経営管理委員を除く。）及び参事は、法第三十四条の五第一項ただし書（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により他の組合若しくは連合会又は法人（以下この条において「他の組合等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて行政庁の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該組合又は当該連合会を經由して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 当該組合又は当該連合会における常務の処理方法及び勤務状況を記載した書面

四 他の組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の組合等における常務の処理方法及び当該組合又は当該連合会と当該他の組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の組合等の定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び

組合又は当該連合会の常務に従事する役員（経営管理委員設置組合の理事及び経営管理委員を除く。）及び参事は、法第三十四条の五第一項ただし書（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により他の組合若しくは連合会又は法人（以下この条において「他の組合等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて行政庁の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該組合又は当該連合会を經由して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 当該組合又は当該連合会における常務の処理方法及び勤務状況を記載した書面

四 他の組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の組合等における常務の処理方法及び当該組合又は当該連合会と当該他の組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の組合等の定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び

損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

六 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

七 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 前項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第六十六条第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、特定信用事業代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況、

損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

六 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

七 その他参考となるべき事項を記載した書面

「項を加える。」

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第六十六条第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、特定信用事業代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況、

特定信用事業代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所特定信用事業代理業を行う者を除く。）であるときは、その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別特定信用事業代理行為（当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第百六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる行為（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びビロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる特別特定信用事業代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1) 当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座貯金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座貯金業務を的確に遂行することができる者と認められる者

(2) 法第百六条第二項第一号及び第三号に掲げる行為 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に

特定信用事業代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所特定信用事業代理業を行う者を除く。）であるときは、その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別特定信用事業代理行為（当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第百六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる行為（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びビロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる特別特定信用事業代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1) 当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座貯金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座貯金業務を的確に遂行することができる者と認められる者

(2) 法第百六条第二項第一号及び第三号に掲げる行為 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に

遂行することができると認められる者

ロ 申請者が法人（二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う特定信用事業代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る。）を当該特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該特定信用事業代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る。）を主たる営業所又は事務所に、それぞれ配置していること。ただし、特別特定信用事業代理業を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別特定信用事業代理業の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であることとし、一の営業所又は事務所においてのみ当該特定信用事業代理業の業務を行う場合は、統括責任者を置くことを要しない。

(1) 当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座貯金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる

遂行することができると認められる者

ロ 申請者が法人（二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う特定信用事業代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る。）を当該特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該特定信用事業代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る。）を主たる営業所又は事務所に、それぞれ配置していること。ただし、特別特定信用事業代理業を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別特定信用事業代理業の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であることとし、一の営業所又は事務所においてのみ当該特定信用事業代理業の業務を行う場合は、統括責任者を置くことを要しない。

(1) 当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座貯金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる

者であつて、当座貯金業務を的確に遂行することができる者と認められる者

(2) 法第百六条第二項第一号及び第三号に掲げる行為 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者と認められる者

ハ 法第百六条第二項第二号及び第四号に規定する行為を行う場合にあっては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等特定信用事業代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 特定信用事業代理業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成、組織等により、特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。
イ 精神の機能の障害により特定信用事業代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

者であつて、当座貯金業務を的確に遂行することができる者と認められる者

(2) 法第百六条第二項第一号及び第三号に掲げる行為 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者と認められる者

ハ 法第百六条第二項第二号及び第四号に規定する行為を行う場合にあっては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等特定信用事業代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 特定信用事業代理業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成、組織等により、特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。
イ 精神の機能の障害により特定信用事業代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第百六条第一項の許可を取り消され、又は法第百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(2) 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第百六条第一項の許可を取り消され、又は法第百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(2) 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第

一項の許可を取り消された場合

- (3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により長期信用銀行法第四條第一項の免許若しくは同法第十六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六條の五第一項の許可を取り消された場合

- (4) 信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により信用金庫法第四條の免許を取り消され、又は同法第八十九條第五項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五條の二第一項の許可を取り消された場合

- (5) 労働金庫法第九十五條の規定により同法第六條の免許を取り消され、又は同法第九十四條第三項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九條の三第一項の許可を取り消された場合

- (6) 中小企業等協同組合法第六條第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用す

一項の許可を取り消された場合

- (3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により長期信用銀行法第四條第一項の免許若しくは同法第十六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六條の五第一項の許可を取り消された場合

- (4) 信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により信用金庫法第四條の免許を取り消され、又は同法第八十九條第五項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五條の二第一項の許可を取り消された場合

- (5) 労働金庫法第九十五條の規定により同法第六條の免許を取り消され、又は同法第九十四條第三項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九條の三第一項の許可を取り消された場合

- (6) 中小企業等協同組合法第六條第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用す

る銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(7) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにお

る銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(7) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにお

て同じ。)の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。)を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第八十八条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により法第六十六条第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫

て同じ。)の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。)を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第八十八条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により法第六十六条第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫

法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六十六条第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六十六条第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(1) 準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

-
- (6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (7) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人
- (9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員
- (11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の
-

- (6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (7) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人
- (9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員
- (11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の
-

規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、
監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、
中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法
律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受
入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九
年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する
法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金
の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せ
られ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けるこ
とがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、役員のうち次に次のいずれかに該
当する者がいないこと。

イ 前号二(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、
その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の
法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令
による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又
はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過
しない者

ハ 精神の機能の障害により特定信用事業代理業に係る職務を
適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を
適切に行うことができない者

規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、
監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、
中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法
律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受
入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九
年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する
法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金
の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せ
られ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けるこ
とがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、役員のうち次に次のいずれかに該
当する者がいないこと。

イ 前号二(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、
その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の
法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令
による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又
はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過
しない者

ハ 精神の機能の障害により特定信用事業代理業に係る職務を
適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を
適切に行うことができない者

ニ 前号ロからチまでのいずれかに該当する者

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が特定信用事業代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 特定信用事業代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合及び所属組合から地域における人口の減少等に伴う当該所属組合の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて特定信用事業代理業を営む場合を

ニ 前号ロからチまでのいずれかに該当する者

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が特定信用事業代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 特定信用事業代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

除く。)

ニ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、特定信用事業代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ホ その他特定信用事業代理業の内容に照らして兼業業務を行うことが顧客の保護に欠け、又は所属組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が生じるおそれがあると認められること。

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、特定信用事業代理業として行う法第百六条第二項第一号及び第三号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること(その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと。)

イ 所属組合が受け入れたその顧客の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること(イに該当する場合を除く。)

ニ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、特定信用事業代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ホ その他特定信用事業代理業の内容に照らして兼業業務を行うことが顧客の保護に欠け、又は所属組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が生じるおそれがあると認められること。

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、特定信用事業代理業として行う法第百六条第二項第一号及び第三号に掲げる行為(所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。)の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること(事業の用に供するための資金に係るものを除く。)

ロ 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

〔号の細分を削る。〕

(届出事項等)

第五十一条 法第二百二十六条第十二号の主務省令（倉荷証券に関するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

(届出事項等)

第五十一条 法第二百二十六条第十二号の主務省令（倉荷証券に関するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 組合又は連合会及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、農林水産大臣及び金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している組合又は連合会及び連結子法人等（当該組合又は当該連合会の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

二 前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合

三 第六条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（組合又は連合会の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

四 特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

〔号を削る。〕

五 組合若しくは連合会若しくはその子会社の担保権の執行による株式等の取得又は第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社（組合にあつては法第二百二十六条第三号、連合会にあつては同条第六号の規定により子会社とすることについて届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

〔号を削る。〕

六 子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子

一 組合又は連合会及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、農林水産大臣及び金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している組合又は連合会及び連結子法人等（当該組合又は当該連合会の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

二 前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合

三 第六条各号に掲げる者又は第十七条に規定する者のいずれかに該当する者（次号及び第五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

四 特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

五 特殊関係者がその業務内容を変更することとなった場合

六 組合若しくは連合会若しくはその子会社の担保権の執行による株式等の取得又は第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社（組合にあつては法第二百二十六条第三号、連合会にあつては同条第六号の規定により子会社とすることについて届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

七 前号に規定する子会社の議決権を取得し、又は保有することとなった場合

八 子会社が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置を

会社を除く。)が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置の変更(変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。)、合併又は業務の全部の廃止を行った場合(組合にあつては法第二百二十六条第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならぬとされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならぬもの、連合会にあつては同条第七号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならぬとされるもの及び同条第八号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならぬものを除く。)

七 組合若しくは連合会又はその子会社が、他の会社(外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社及び特例事業再生会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合(当該他の会社が当該組合若しくは当該連合会の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。)

「号を削る。」

八 組合若しくは連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなった場合

更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合(組合にあつては法第二百二十六条第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならぬとされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならぬもの、連合会にあつては同条第七号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならぬとされるもの及び同条第八号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならぬものを除く。)

九 組合若しくは連合会又はその子会社が、第三十四条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十 組合若しくは連合会又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十一 組合若しくは連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなった場合

九 組合、連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該組合又は当該連合会の子会社を除く。）又は連合会の特殊関係者が当該子会社対象会社以外の認可対象会社（法第八十七条の二第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する認可対象会社をいう。次号において同じ。）に該当する会社となつた場合

十 組合、連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（当該組合又は当該連合会の子会社を除く。）又は連合会の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

十一 外国において法第十一条第三項（第一号及び第二号を除く。）、第八十七条第四項（第一号及び第二号を除く。）、第九十三条第二項（第一号及び第二号を除く。）又は第九十七条第三項（第一号及び第二号を除く。）に規定する事業の全部若しくは一部を行う施設若しくは設備（事務所を除く。）の設置、廃止若しくは位置の変更又は当該施設若しくは設備において行う事業の内容を変更しようとする場合

十二 外国銀行代理事業に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

- イ 資本金又は出資の額を変更した場合
- ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

十二 組合若しくは連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該組合又は当該連合会の子会社を除く。）がその業務内容を変更することとなつた場合

「号を加える。」

十三 外国において法第十一条第三項（第一号及び第二号を除く。）、第八十七条第四項（第一号及び第二号を除く。）、第九十三条第二項（第一号及び第二号を除く。）又は第九十七条第三項（第一号及び第二号を除く。）に規定する事業の全部若しくは一部を行う施設若しくは設備（事務所を除く。）の設置、廃止若しくは位置の変更又は当該施設若しくは設備において行う事業の内容を変更しようとする場合

十四 外国銀行代理事業に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

- イ 資本金又は出資の額を変更した場合
- ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

十三 劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合

十四 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

十五 法第四十一条の二第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の会計監査人の就任又は退任があつた場合

十六 組合、連合会若しくはその子会社又は信用事業受託者（第二項において「組合等」という。）において不祥事件（信用事業受託者にあつては、当該組合又は連合会が委託する信用事業に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

十七 特定信用事業代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した特定信用事業代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む

合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

十五 劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合

十六 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

十七 法第四十一条の二第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の会計監査人の就任又は退任があつた場合

十八 組合、連合会若しくはその子会社又は信用事業受託者（第二項において「組合等」という。）において不祥事件（信用事業受託者にあつては、当該組合又は連合会が委託する信用事業に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

十九 特定信用事業代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した特定信用事業代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む

十八 法第十一条第三項（第一号及び第二号を除く。）、第八十七條第四項（第一号及び第二号を除く。）、第九十三條第二項（第一号及び第二号を除く。）又は第九十七條第三項（第一号及び第二号を除く。）に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

2 前項第十六号に規定する不祥事件とは、組合等又はその従業者（組合等が法人等であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 組合等の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律に違反する行為

三 法第十一条の十、法第十一条の十一において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八條各号、準用銀行法第五十二條の四十五又は法第九十九條において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八條各号の規定に違反する行為

四 現金、手形、小切手、有価証券その他の有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、組合等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

二十 法第十一条第三項（第一号及び第二号を除く。）、第八十七條第四項（第一号及び第二号を除く。）、第九十三條第二項（第一号及び第二号を除く。）又は第九十七條第三項（第一号及び第二号を除く。）に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

2 前項第十八号に規定する不祥事件とは、組合等又はその従業者（組合等が法人等であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 組合等の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律に違反する行為

三 法第十一条の十、法第十一条の十一において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八條各号、準用銀行法第五十二條の四十五又は法第九十九條において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八條各号の規定に違反する行為

四 現金、手形、小切手、有価証券その他の有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、組合等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 その他組合等の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

3 第一項第十六号に規定する不祥事件が発生したときの届出は、当該不祥事件の発生を組合若しくは連合会が知った日から一月以内に行わなければならない。

4 組合又は連合会は、第一項第十七号又は第十八号に掲げる場合において法第二百二十六条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 契約を締結した場合には、委託契約書の写し

三 その他農林水産大臣又は金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書面

5 第一項第八号に掲げる場合において、法第八十七条の二第一項第六号から第八号まで（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、法第八十七条の二第一項第六号に規定する特定子会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。

6 第一項第七号から第十号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。

7 法第十一条の八第三項の規定は、第一項第七号から第十号まで

五 その他組合等の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

3 第一項第十六号に規定する不祥事件が発生したときの届出は、当該不祥事件の発生を組合若しくは連合会が知った日から一月以内に行わなければならない。

4 組合又は連合会は、第一項第十七号又は第十八号に掲げる場合において法第二百二十六条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 契約を締結した場合には、委託契約書の写し

三 その他農林水産大臣又は金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書面

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

5 法第十一条の八第三項の規定は、第一項第九号から第十二号ま

及び前二項に規定する議決権について準用する。

でに規定する議決権について準用する。

別紙様式第3号（第50条の25第1項関係）（日本産業規格A4）

特定信用事業代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称
氏 名

（記載上の注意）

[略]

[1～5 略]

6 特定信用事業代理業の実施状況

(1) 貸出金関係

① [略]

②媒介

[表略]

（記載上の注意）

[1～3 略]

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の7第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[(2)～(4) 略]

別紙様式第4号（第50条の25第1項関係）（日本産業規格A4）

特定信用事業代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

別紙様式第3号（第50条の25第1項関係）（日本産業規格A4）

特定信用事業代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称
氏 名

（記載上の注意）

[同左]

[1～5 同左]

6 特定信用事業代理業の実施状況

(1) 貸出金関係

① [同左]

②媒介

[同左]

（記載上の注意）

[1～3 同左]

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の7第1項第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[(2)～(4) 同左]

別紙様式第4号（第50条の25第1項関係）（日本産業規格A4）

特定信用事業代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

<p style="text-align: center;">主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称 代 表 者 氏 名</p> <p>(記載上の注意) [略] [1～5 略] 6 特定信用事業代理業の実施状況 (1) 貸出金関係 ① [略] ②媒介 [表略] (記載上の注意) [1～3 略] 4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の7第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。 [(2)～(4) 略]</p>	<p style="text-align: center;">主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称 代 表 者 氏 名</p> <p>(記載上の注意) [同左] [1～5 同左] 6 特定信用事業代理業の実施状況 (1) 貸出金関係 ① [同左] ②媒介 [同左] (記載上の注意) [1～3 同左] 4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の7第1項第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。 [(2)～(4) 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	